

令和8年第1回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和8年3月2日

令和8年第1回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「公式ホッケータウンの認定」についてでございます。

去る2月8日、本村は、公益社団法人日本ホッケー協会から「公式ホッケータウン」としての認定を受けました。

本村とホッケーとの関わりは古く、昭和34年に“旧原研^{げんけん}”にホッケーチームが創設されたことに始まり、昭和49年と令和元年の“国体”においては、本村がホッケーの会場に選定された経緯がございます。

近年では、村内のスポーツ少年団のメンバーが継続して“U-12^{アンダー じゅうに}オールスター戦”に出場しているほか、今年度は、東海南中学校の生徒が“U-15^{アンダー じゅうご}日本代表チーム”に選出されるなど、優秀な選手の輩出が続いており、指導者ほか関係者の皆様の不断の努力が着実に成果に結び付いているものと、将来に期待を寄せております。

今回の認定は、スポーツ少年団の活動から始まり、村内

両中学校や東海高校の部活動，そして社会人チームに至るまでの各年代・団体の活躍により，東海村が茨城県におけるホッケー競技のメッカとしての役割を担ってきたことなどが評価されたものと受け止めております。

引き続き本村としましては，ホッケー競技が「東海村のスポーツ」として親しまれ，地域ぐるみで支え育てていけるよう，さらには，“村民の郷土愛の醸成”や“まちの賑わいづくり”にもつながる“ホッケータウン”としての魅力向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、^{わかもの}「若者を対象とした選挙啓発」についてでございます。

先月の衆議院議員総選挙における本村の投票率は55%と、一昨年の選挙と同率でしたが、10代・20代の若年層の投票率は、全国的な傾向と変わらず伸び悩み、40%に届かない結果となりました。

このような中、本村では、去る2月13日に、ほどなく18歳を迎える東海高校の2年生150名を対象に、総務省からアドバイザーを招き、「主権者学習講座」を開催しました。

この日のテーマは、「なぜ選挙に行かなくてはいけないのか？」であり、若年層の投票の重要性や投票する候補者の選び方等について、“衆議院選挙”の投票所を校舎内に再現する形で模擬投票を行ったほか、NHK等の^{ウェブ}WEBサイトで

公開される“^ボ ^ー ^ト ^マ ^ツ ^チ v o t e m a t c h”サービスを用い、複数の設問に答えることを通して、自らの考えに近い政党が示される演習にも取り組んでいただきました。

受講後、生徒からは、「政治に参加して、納得いくような国にしたい」などの前向きな意見が聞かれ、選挙権を持つことを意識する一助となったと受け止めております。

選挙啓発に際しましては、かねてより、「東海村白バラ会」とも連携・協力し、“東海まつり”や“はたちの集い”といった機会を利用しての啓発活動のほか、投票参加に結び付けるための村内事業所との意見交換や、防災行政無線・庁内放送を活用した呼び掛けなど、新たな取り組みも始めております。

今後とも投票率の向上を目指し、特に若い世代に対しましては、“選挙”が“これからのまちづくり”に結び付くことの重要性をしっかりと啓発してまいりたいと考えております。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第2号 寄附の受入れにつきましては、水戸ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 ^{ないとう} ^{まなぶ} 内藤 学 氏から、地域の福祉に貢献するため、体重計1点、クッションマット1点、乳幼児用玩具2点の寄附の申し出があり、これらを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第3号 専決処分の報告につきましては、村道を走行中の車両に発生した物損事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、17万5千円でございます。

以上で行政報告といたします。